



様式3（裏面）

随意契約とする理由及び見積りの相手方を選定した理由

本業務は、ほ場整備の変更事業計画書作成業務である。  
変更事業計画書については、当初事業計画や換地計画を踏まえ、一定区域の編入除外確認や事業内容の整理を行い、計画変更手続きに必要な資料を作成するものである。  
よって、本地区の事業計画内容を熟知しているほか、土地改良事業制度に精通した技術力や専門的な知識と経験が必要である。

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」に該当

福島県財務規則施行通達第269条関係第1項第3号

「契約の内容又は性質上、二人以上の者から見積書を徴することが困難又は不適當であるとき」